

亀山市告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定したので、同法第9条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年6月30日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21891
- 3 路線名 東御幸5号線
- 4 道路の区間
(1) 起点 東御幸町字川原178番2地先
(2) 終点 東御幸町字川原144番19地先
- 5 重要な経過地 なし

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21892
- 3 路線名 和田30号線
- 4 道路の区間
(1) 起点 和田町字南之口1番37地先
(2) 終点 和田町字南之口1番27地先
- 5 重要な経過地 なし